

令和3年度
復興庁行政事業レビュー
公開プロセス
議 事 録

復興庁予算・会計班

令和3年度
復興庁行政事業レビュー 公開プロセス
議 事 次 第

日 時 令和3年6月25日（金）13：30～16：00

場 所 中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

- 1 中小企業再生支援事業（経済産業省）
- 2 放射性物質汚染廃棄物処理事業（環境省）

○三谷参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「令和3年度復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を開始いたします。

本日、進行役を務めます復興庁統括官付参事官の三谷でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン併用での開催となっております。御不便をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、開会に当たりまして、吉川赴復興大臣政務官より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○吉川政務官 復興大臣政務官の吉川赴でございます。

本日は、「令和3年度復興庁行政事業レビュー公開プロセス」に御参加いただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

東日本大震災から本年3月で10年目の節目を迎えたところです。政府においては、令和3年度からの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置づけ、被災者の心のケア等の残された課題や原子力災害被災地域における本格的な復興・再生など、引き続き全力で対応しているところでございます。

本日実施いたします公開プロセスは、外部有識者の皆様方に御協力をいただき、公開の場での事業の在り方の再検討を行い、その効果的・効率的な実施に向けた改善及び見直しを行うものであります。

特に復興庁の事業ということでございますから、全国の皆様方、または被災地の皆様方、大変注目をされている事柄であると思っておりますので、どうか有識者の先生には忌憚のない御意見をいただくと同時に、当局もしっかりと説明を心がけていただきたく存じます。被災地の皆様方にとって、そして全国の皆様方にとって、今後しっかりとこの復興庁の行う事業に関心を持っていただき、またそれが公益に資すること、これを念願いたしまして私の御挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○三谷参事官 ありがとうございます。

ここで、本日の公開プロセスの趣旨を御説明させていただきます。先ほどもございましたが、政府は毎年、行政事業レビューと申しまして、事業に係る予算の執行状況を把握・公表し、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求等に反映することとされております。公開プロセスは、この行政事業レビューの一環として行われるもので、公開の場で外部有識者の委員の方々と、事業所管部局が質疑・議論を行い、事業の点検を実施するものでございます。

なお、本日の公開プロセスの様子は、インターネットで中継をしておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、外部有識者委員の皆様を御紹介いたします。復興庁指名の外部有識者委員は、阿部博友委員でございます。

○阿部委員 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

○三谷参事官 坂本邦夫委員、吉村典久委員でございます。

阿部委員におかれましては、本日の会議に当たりまして意見の取りまとめ役をお願いしておりますので、後ほどよろしくお願いいたします。

また、行政改革推進本部事務局指名の外部有識者委員は、滝澤美帆委員、中空麻奈委員、松村敏弘委員でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、審議内容について御説明いたします。本日は、中小企業再生支援事業、放射性物質汚染廃棄物処理事業の2つの事業を各1時間で御議論いただきたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、審議後半にお手元にお配りしておりますコメントシートを回収、またはオンライン参加の委員の方々におかれましてはメールにて事務局に御提出をいただきます。適宜、コメントシートの記載をよろしくお願いいたします。

それでは、最初の事業、「中小企業再生支援事業」の議論に入らせていただきます。

まず事業所管部局である経済産業省から事業の概要の説明を5分程度で簡潔にお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

○経済産業省担当者 中小企業庁でございます。お手元の資料に沿って御説明をさせていただきます。

お手元の資料、2ページという表紙をおめくりいただきまして、通し番号で3ページでございますけれども、東日本震災で被害を受けました中小企業の二重債務問題に対応するというので、既にごございました中小企業再生支援協議会を拡充する形で産業復興センターを設置いたしまして、事業再生のための相談、再生計画の策定、それから産業復興機構が買い取った先へのフォローアップ等を実施している事業でございます。令和3年度は、7.4億円の予算を頂戴しております。

通し番号4ページを御覧いただきますと、この二重債務問題ということでございますけれども、当時の状況でございますが、震災後、工場が被災をしたということで、事業資産が消滅をいたしまして、それを建てるために借り入れた借金だけが残ってしまうということで実質債務超過に陥ってしまう。あるいはその被災によって生産が遅れる、あるいは需給が減るということで、キャッシュフローが減少して過剰債務に陥る。こういったような事業者が発生をいたしまして、したがって新規融資を新たに復興再生に当たって希望してもなかなか受けられないということで、いわゆる二重債務問題ということで本格的な事業の再開ができないというような状況が生じてございました。

このため、「産業復興相談センター」におきまして再生が可能というふうに判断いたしました事業者について、事業計画の策定を御支援させていただきまして、別途設立をされました官民ファンドでございます「産業復興機構」への買取り要請を行う。産業復興機構のほうは、買い取った債権をDDSという形で劣後化して金融機関では資本という形に分類をいたします。そうしますと、債務超過が解消しまして新規融資が可能になる。こういった仕組みで、二重債務問題に対応をするというコンセプトでございます。

他方、この新規の買取りというのは令和2年度末で終了しておりますので、令和3年度からは買い取った先のフォローアップ、経営改善支援、それから買取りをしなくても何とかスケジュールで頑張っただけ再生をしていくという方に対する計画策定支援、金融機関調整等を実施しているところでございます。

次の5ページでございますけれども、体制でございます。震災6県に産業復興センターをそれぞれ1か所設置しまして、現在では本予算におきまして岩手、宮城、福島の3センターを運営しているところでございます。

6ページでございます。存続期間でございますけれども、産業復興機構は買い取ってから原則10年間支援を行うということがこのファンドの契約上、書かれてございます。したがって、最後に買い取った2018年度を基点といたしまして2028年度まで御支援をするということになってございます。

次の7ページでございます。では、この機構で買い取ったのは幾らかという買取り実績でございますけれども、当時の事業者にしまして303件、売上高にしまして870億円、従業員では4,500名の雇用をこの買取りによって再スタートを切れたということでございます。

8ページを御覧いただきますと、具体的な事例でございます。ここで挙げておりますA社、飲食でございますけれども、買取り以降、少なくとも四半期ごとにモニタリングをさせていただきまして、その都度、その都度、状況に応じて産業復興支援センターのほうで支援をさせていただいている。例えば債権買取から3年目になりまして、やはり計画どおり収益が回復しないというような事態が起きたので、事業計画の再策定という形で御支援をさせていただいております。

こういった、買い取った当時は産業復興機構の状況がどうなるか、非常に不透明でございましたので、買い取った先についてはこういった形での事業計画の再策定といったようなものが必要となるということで、これを産業復興相談センターで支援しているところでございます。

次が9ページでございますけれども、もう一つ、買取り事例としてB社というものがございます。これは建築資材の製造業ということでございますけれども、債権買取から5年目のところでやはり新規の投資というようなことを計画しております。こういったある種の本業支援ですね。全体の収益をどういうふうに拡大していくのか。基本的には事業再生はバランスシートを調整するだけではございまして、本業をどう改善していくかということが重要でございまして、こういう支援をしてございます。

次のページでございますけれども、C社ということで書かせていただいております。これは買取りまでは至らなかったということでございますけれども、震災当初は何とか財務力もあったということで自力改善を計画したということですが、その後震災から7年くらいたちまして、これは水産業でございますので、入港する船舶、漁船の減少等に伴いまして徐々にきつくなってきて、7年目で御相談に来られたということで、これは金融支援ということでスケジュールの調整をさせていただいております。

11ページにつきましては、こういった御支援のこれまでの実績でございます。

それから、12ページでございます。これは具体的なリソース配分でございます、上の①のほうは債権買取りと買い取った先への支援ということで23名程度、その下のほうがそれ以外のリスケ等の支援ということで20名程度のリソースを配分してやっているということでございます。

それ以降、時間の関係で割愛をさせていただきますけれども、センターの運営に当たって一般的なファンドとの比較でございますとか、今後の見通し等を記載させていただいてございます。

私からの御説明は、以上でございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

本日のこの事業に係る論点でございますが、お手元の資料、「論点等説明シート」の1ページ目の一番下のところでございますように、「予算規模の適正化や成果目標（代替目標）を設定する余地はないのか」となっております。

それでは、質疑、議論に入らせていただきたいと思います。これまでの事業概要の説明を受けて、御質問等のある委員はマイクをオンして、質問がある旨の御発言をお願いいたします。それでは、先生方よろしく願いいたします。

○中空委員 中空ですが、質問していいでしょうか。

○三谷参事官 よろしく願いいたします。

○中空委員 中空です。どうぞよろしく願いいたします。

御説明ありがとうございます。2点教えてください。

1点目は、本当に必要な事業に必要な資金がいつているかどうかというのを知りたいのですが、それはどうやって見分けるのか、どういうふうな基準があるのかということです。あともう一つ、何をもってこの事業の出口とするか。これも併せて教えていただきたいと思います。

それから、出口の際にまた新しく事業策定をするとか、再策定、モニタリングだというお話がありましたが、その時点でデフォルトをするというのは選択肢にあるのでしょうか。デフォルトは必ずしも悪いことではない、むしろそれくらいの柔軟性というのはあるのでしょうか。この点を教えてください。

以上です。ありがとうございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

まず、買取りを行いました先につきましては私ども産業復興相談センターのほうで支援をしていくということにしておりますけれども、繰り返しになりますが、この支援に当たりましては基本的には本業を回復していくための支援と、それから財務部分をしっかりと健全な状態で維持していくという、この2点が事業再生においては不可欠だというふうに

考えてございます。したがいまして、外部専門家も適宜御参加いただきながら、まず財務面でしっかりとした状況になっているか。場合によって、その事業計画が遅れてしまって再びリスケジュールが必要かもしれない、あるいは新規の追加の融資が必要かもしれないというようなことがございますので、これに当たってはしっかりと調整をしていくというのがまず1点でございます。

それから、それだけやっても、結局最後にエグジットできない可能性もございますので、どうやってその収益を上げて、最後に残った債務を返済してこのスキームからエグジットするか。そのための経営改善支援でございますとか、そういったものが必要な支援だろうと考えてございます。

では、これはどういう基準で判断できるのかということでございますけれども、先ほど割愛をさせていただきました資料の13ページに書いてございます。これは、一般的な通常の事業再生ファンド、官民ファンドでございますけれども、民間のGPさんが運営をされているファンドでございます。ここもやはり同じことをしてございます。それで、それに当たってGP、いわゆるファンドマネジャーの管理報酬として投資枠の2.5%というようなところが一般的な管理報酬でございます。それで、これを1件当たり換算しますと、1年間で1社当たり500万円くらいかけて、手間暇かけて支援をしているというのが一般的なファンドの基準でございます。

他方、私どもがやっております産業復興相談センターにつきましては、これは人件費だけに限れないものですから、人件費プラスさらに専門家費用も加えまして1社当たり300万円くらいで御支援を今、継続してやらせていただいているということでございます。

2点目の何を出口とするかというところにつきましては、まず買取りを既に行った事業者の方々につきましては、これはしっかりとその買取り、ファンドが今、管理している状態でございますけれども、ファンドの管理から抜けて民間の金融機関の方にリファイナンスを最終的にはしていただいて、一般的な通常の企業と同じように活動をしていくという形でエグジットしていくことが最終的な出口だと考えてございます。

その上で、途中でデフォルトすることについてどう考えるかという御質問でございますけれども、基本的にこのファンドにつきましては原則10年間御支援をするということにしております。もちろん、途中で駄目だと見込まれるものは途中でいろいろ考えるということももちろんあるかとは思いますが、私どもこの産業復興相談センターを設置し、または民間企業を中心に産業復興機構を設置していただいた際の考え方としましては、何とか10年間しっかりと御支援をするという原則の考え方を取ってございますので、この間はしっかりと御支援をしていきたいと考えてございます。

なお、もう既に自主的な廃業という形で廃業された、あるいは破産をされたという方はございますが、私どもはそうでない限りはしっかりと10年間は支援したいと考えてございます。

○中空委員 ありがとうございます。

そうしたら、一回支援が始まったけれども、途中で廃業という割合はどれくらいあるのでしょうか。

○経済産業省担当者 資料で申し上げますと7ページでございますけれども、7ページの一番下でございます。買取り合計、買い取ったものは303件でございます、そのうち今おっしゃったのと逆ですけれども、早めにより業績が出てエグジットしたものは171件、残っているものは132件、それから残念ながら廃業に至ってしまったものというのが10件程度ということでございます。

○中空委員 分かりました。ありがとうございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

そのほかの先生、いかがでしょうか。

○吉村委員 吉村ですけれども、発言したいのですがよろしいですか。

○三谷参事官 よろしく願いいたします。

○吉村委員 吉村でございます。御説明どうもありがとうございました。

レジュメの18ページの図ですけれども、ファンドは買い取って債権放棄をする。そして、それがちょうど対照的に被災企業にとっては債務免除になるということですのでけれども、この債務免除をするということは結局、国の資金が被災企業に移転をする。つまり、納税者の負担になるということですから、何とかこの納税者の負担を合理的に説明するような、なぜ放棄しなければならないかということの説明が必要であろうかと思うのですけれども、これについてどうお考えになるのか。特に、債務免除の合理性についてどう判断されるのか、回収の努力をされているのかということについてぜひ伺いたいと存じます。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

この18ページの図で申し上げますと、金融機関がもともと額面で10億円の貸金を持っている。ただ、これが中小企業にとっては非常に過大であるということでございまして、買取りの際は時価で買い取るということになってございます。したがって、額面では買取りませんで、この産業復興機構は時価でございます。だから、これは仮に3億円としておりますけれども、頑張ってもなかなかこの先、3億円くらいしか返せないのではないかとということで一定の評価をいたします。それで、その評価に基づきまして時価を算定いたします。

逆に言いますと、この3億円は今後事業計画をしっかりと策定をして、先ほど申し上げましたような財務支援、それから本業支援をすると、これくらいは今後返ってくるであろうというような額を見積もってございます。

それで、通常ファンドですと次の真ん中の欄のところ、回収額が3億円ではなくて例えば4億円とか5億円ということでアップサイドを取るという形で、いわゆる民間のファンドは設けているということでございます。

ただ、このファンドにつきましては、産業復興機構はもうけを目的とする機構ではございませんので、3.3億円という形で必要な管理費を含めた回収額を設定しているというこ

とでございます。したがって、どちらかというとな損を出すのは債権者であるところの民間金融機関の方が損を出していただく。

ただ、民間金融機関の方にとっても、このまま放置をして全額10億円、丸々損をしてしまうよりは、少なくとも3億円という価格は確保ができる。したがって、経済合理性があるというふうに判断をしていただくわけでございます。

ただ、様々な事情もございますので、必ずしも民間金融機関の方にこれを3億円で売ってくださいと言っても売ってくれないケースもございます。こういったケースのために、私ども産業復興相談センターでこういった事業計画を作ってしっかりやっていたら、こういうふうに回復をしていくんだというような絵姿を書いて、そこをまさに私どもは金融機関調整というふうに言ってやっているところでございます。

○吉村委員 分かりました。ありがとうございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

そのほかの先生、いかがでしょうか。

○坂本委員 発言してよろしいでしょうか。坂本です。

○三谷参事官 坂本先生、よろしくお願ひします。

○坂本委員 資料と説明、どうもありがとうございました。

(通信不良)

○三谷参事官 坂本先生、ちょっと回線状況が悪くなくて聞こえなかったもので、もう一度御質問いただけますでしょうか。すみませんが、よろしくお願ひいたします。

○坂本委員 分かりました。

買取り後10年の期間というのは、経済的にも景気変動的にも非常に長いサイクルなんですけれども、その間に景気変動とか、市場環境の変化とか、自然災害とか、いろんなことがあると思うのですが、支援している買取りの具体例、それから買取り以外の具体例が3例ぐらい示されていて、それともう一つ、委員からの質問に対する説明で、2018年以降の一番新しい買取りのいろんな経緯が説明されたものがあるのですが、それらの会社が直面した経営上の課題が果たして震災の被災で起きたものかどうか。ちょっと私はつながるのかどうかという疑問を感じるのですが、その点は何か考え方というのはあるのでしょうか。最初から被災した企業と支援で関わっていれば、その後のいろいろな景気変動に対する困難性も支援するというような考え方が何かあるのでしょうか。

以上です。お願ひします。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

まずA社とかB社のほうでございますけれども、これは窮境要因が何かというところで産業復興相談センターの入り口で最初に買い取る際に判断をしております。窮境要因が震災であるということは確実に確認をしてございます。さらに、買い取る債権も震災前債権ということで、震災後に起きたものの債権は買い取らないという形で峻別をさせていただいてございます。

その上でなのですけれども、これは買取りをしますので、いわば債権者が民間金融機関から産業復興機構に移るということになります。したがって、債権者の立場として産業復興機構とこの産業復興相談センターが引き続きエグジットに向けた支援をしていかなければならないということで、ここは一旦買い取った以上、しっかりエグジットまで面倒を見ていく、御支援を続けていくというのがむしろこの立てつけ上は求められるのだらうと思っております。

そうではないところ、C社でございます。これは、震災後7年目になって来られたということでございます。ここも窮境要因を確認させていただいております。先ほども申し上げましたけれども、様々な理由はございますが、根本的にはやはり震災によって漁船の入港が減ったというところで、本業であるところの加工業の業績が徐々に悪化をしてきたというところが非常に大きな窮境要因だというふうに判断をいたしました。

ただ、こちらについては今後受け付けるとか、今、受け付けるかどうかという話ですので、ここについては窮境要因が何かということはいっかりと確認をして判断していくというような方針でやっているところでございます。

○坂本委員 どうもありがとうございました。

○松村委員 松村です。よろしいでしょうか。

○三谷参事官 どうぞ、よろしくお願いたします。

○松村委員 恐らく今の点とも関連していると思うのですが、坂本委員はそもそも買取りの妥当性も問題にされたと思うのですが、私もその問題意識は共有しています。しかしこの行政レビューではもうそれは終了しているので、対象外だということは理解しています。

その上で、その後の10年間のコンサルティング、支援によって、買い取った後の支援によってうまくいったことを示す例を幾つかは挙げていただいたのですが、これも坂本委員が御指摘になったとおり、その後の景気変動などがあるわけですから、この支援によってうまくいったということの説明にはなっていない。

それで、例えばこの支援を受けなかったところに比べてパフォーマンスがいいとか、そういう類いの説明をしなければ、本来このコンサルティングが大きな効果を上げていることの証明にはならない。したがって、これだけの資金を投入することの正当化には弱いように感じるのですが、いかがでしょうか。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

まず、この買取りのそもそもの経緯でございますけれども、事業再生というのは債権者であるところの、当時で言えば民間金融機関がまさに債権者でございますので、その方々が自らやっていくということが本来的には望まれたわけでございます。

ただ、他方で当時の状況は、金融機関自身が被災者であったということ、それから金融機関自身は当時、流された通帳の復活をしたり、預金を払い戻したり、これは人海戦術でやっておりました。そういう中で事業再生という非常に手間暇のかかるものについて、ま

さに金融機関の方々、それから被災県の方々から、こういった機構という形でファンドを作って、そちらのほうである種、事業再生をしっかりとやりながらやっていったらどうだろうかというような御提案をいただきました。したがって、そういう形を作りながら私どものほうで産業復興相談センターと支援をさせていただくというような形になった経緯がまずございます。

その上でということですが、もともと民間の方々からこういう形ということでもございましたので、なかなか一対一で比較するものはないわけですが、例えばということで、一般的には再生ということになりますと、平場でいくと民事再生法というのがございます。これは私的整理ではなくて法的整理になりますけれども、法的整理で民事再生が一般的に行われているわけですが、それらについて、私ども多少調査をいたしまして、民事再生を利用して法的整理による事業再生を行った企業について、その後の15年間の事業がどうなったか。まさに民事再生で計画を作って、債権カットなり何なりを裁判所の認可の下でやった企業でございます。それらについてフォローしましたところ、そのうち事業を継続しているという企業が約30%、残りの70%は民事再生をしたんだけど、なかなかうまくいかなかったということで消滅をされている。

法的整理と私的整理を単純に比べることはできないということはあるかと思いますが、私ども先ほど申し上げましたとおり、買い取った303件の中で、今のところまだ10年間は終わっておりませんので、最終的な評価はできないわけですが、現在のところ、既に半分近くがエグジットしていただいているということでございます。そういう意味では、これはしっかりとした支援があったおかげでこういった成果になっているという面が、一つの評価としてはできるのではないかと思います。

当然ながら、それだけではなくて、もちろん被災をされた企業の経営者の方々の血のにじむような努力があるというのは大前提でございますけれども、それに加えて私どもの御支援も多少は役に立っているのではないかと考えてございます。

○松村委員 私が事前に質問したことのせいだと思います。今の回答は、買取りのスキーム自体が効果を上げたのかということと、その後のコンサルティングが効果を上げたのかということと、両方合わせたものを説明されたと思うのですが、私が今、聞いたのは、買取りのスキームのことはもうこのレビューの対象外だということは分かっているので後者のほうを聞いたわけです。民事再生法によって債権放棄額が不十分で、その結果として破綻した、破綻率が高くなりましたというのは、それも確かにこの買取りの効果なのかもしれませんが、その後の10年間のコンサルティングは、パフォーマンスはいいのでしょうかをお伺いしたのです。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

再生計画自身がそもそもちゃんと必要なだけのカットがされているかどうかというところの論点は当然でございますけれども、そこは民事再生なので裁判所の認可の下で適正な水準のカットがされているというふうな前提を置きますと、当然ながらこの民事再生を受け

た事業というのは民間のコンサル企業でございますとか、あるいは士業の先生方の御支援を得ながらその後のまさに民事再生で決めたところの再生計画を着実に実行するために様々な民間のサービスを受けておられるのだろうというふうに想像してございます。

そういう意味で、私も先生から御質問をいただきましたフォローアップという観点で完全に横並びには比較できないかもしれませんが、一つの参考指標としてこの民事再生で再生をスタートした企業がその後どうなったかというようなところの数値を挙げさせていただきます。

○松村委員 分かりました。ありがとうございました。

○三谷参事官 そのほか、先生方いかがでしょうか。

○滝澤委員 学習院の滝澤ですけれども。

○三谷参事官 よろしく願いいたします。

○滝澤委員 よろしく願いいたします。御説明いただきましてありがとうございました。

私が勘違いしているとまずいので、大変基本的なことですけれども、改めてお伺いしたいのは、この令和3年度予算7.4億円というのは主にはフォローアップ、要はそういった相談とか経営改善支援のための資金ということでよろしいでしょうか。スクリーニングではなくて、もう買取りではなくて、そのフォローアップ経営改善支援ということのための資金ということでよろしいでしょうか。

○経済産業省担当者 12ページを御覧いただきますと、基本的にはおっしゃるとおりでございます。12ページに業務内容ということで書かせていただいておりますけれども、(1)のほうに既に債権を買取った先に対してフォローアップでございましたり、経営改善支援、本業支援をしていくというような取組でございます。それが1つです。

それから、その下の債権買取りをしたところ以外に対しての支援ということで、事例で言うとC社のような事例でございますけれども、頑張ってきたが、なかなかここにきてやはり苦しくなってきたということで、買取り以外のリスケジュールでございますとか、様々な調整の御支援をさせていただくところがございます。

いずれにしても、おっしゃっていただいたように、もう買取りに係る新規のコストというのはございませんで、こういったフォローアップでございますとか、買取り以外の支援に対するコストとして計上させていただいているところでございます。

○滝澤委員 ありがとうございます。

それで、冒頭ちょっと音声途切れてしまっていたので既に御説明いただいているのかもしれませんが、ほかの先生方もおっしゃっていましたが、やはり震災の影響による業績悪化とか、そういった震災前の債権というものが支援対象ということなのですから、履歴効果があって、経済の状態が変化して元の状態に戻ったときに必ずしも全てが元どおりにはならないということがあるかと思うんです。

ですから、今後こうした支援とかを行っていく上で、コンサルティングを行っていく上で、どういうことに重点を置いて支援をしていくべきかというのはなかなか悩ましいかと

思うんです。元の状態に戻すということを100%目指すというのが正しいことなのかどうか。ちょっと抽象的になりますが、私が申し上げたいのは支援することによって成長していくことができるような企業とか、あるいは地域にとってその企業が存続しないと困るような企業とか、そういったところに力を入れていくべきかとは思うのですけれども、重複になるかもしれませんが、そういう相談とか、そういったことはどういったことに注意されて経営改善の支援を行われているのかをお伺いできればと思います。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

通し番号の8ページで、事例のA社というのを挙げさせていただいてございます。A社はもともとフランチャイズの飲食店ということで、これはいわゆる訪問型の店舗を中心に営業してきたというところでございます。

ただ、それが震災後の状況、マーケットの変化もございましてうまくいかないというようなことで、債権買取から6年目というところで書いてございますけれども、いわゆる少人数で済むテイクアウト形態というようなものを産業復興相談センターのほうからも御提案をさせていただきました。これはたまたまでございますけれども、コロナ禍ということでテイクアウト需要が増えたということもございまして、こういった新たな業態でエグジットにつながったというような事例も出てきておりますので、御指摘のとおり、もともとの入り口での窮境要因が何かというところはしっかりと見ていきたいと思っておりますけれども、その後の状況を踏まえた適切な売上げ改善支援でございますとか本業支援、経営改善支援というのは臨機応援にやっていくべきものだと考えてございます。

○滝澤委員 ありがとうございます。

○三谷参事官 そのほか、まだ御質問等ございましたら。

阿部先生、いかがですか。

○阿部委員 阿部でございます。1点教えてください。

今回、14ページに予算額の見通しをつけていただいて、御説明いただいたように買取りが少なくなって案件数も収束していく中で、予算がこのくらい縮減していくんだということがよく分かったと思います。

一方で、従来の予算執行率はそれほど高くない状況なので、今後この執行率をどのように高めていくのかという観点からお考えを伺いたいことと、それから冒頭の論点にありました成果目標、代替目標の設定の余地に関して、もう一度説明をお願いできればと思います。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

まず1点目のほうでございます。過去の不要額という形で、執行率ということで精査を私どももさせていただいてございます。この予算の中には大きく2つカテゴリーがございまして、まさにセンター自身の専門的な支援要員としてお願いをしています方々の人件費というものが1つでございます。それから、これは全てが内製化できればよろしいのですけれども、専門的な事業内容の支援になりますと、外部の専門家をお願いしなければなら

ないということがございます。そういう外部の専門家の方々をお願いするための費用というものをもう一つ立てているところでございます。

それで、過去の予算額の執行額の乖離につきましては、主に外部専門家の費用のところでございます。これは、基本的にはまだ令和2年度までは新しい御相談、買取りも含めて様々な御相談があると、そのときにいざ手元の資金がないということだと十分に対応できないということで確保をしてございました。

ただ、実際の買取り件数というのが少なかったということで、一定の余剰が出ているということでございます。

今後につきましては、先ほど申し上げましたように早期にエグジットされた方々というのはかなり出てきておりますけれども、逆に言いますと引き続き御支援が必要な方々の中にはかなり困難な課題を抱えた方々も割合的には増えてくるのだろうと考えてございます。したがって、そういった方々に対する資金の使途として、そういったものは引き続き確保しなければならないと思っておりますけれども、その実態についてはよくよく実績を見ながら精査をしてみたいと考えてございます。

2点目の代替目標でございますけれども、現在の一つの考え方といたしまして、産業復興相談センターが行うフォローアップによりまして事業者の破綻を未然に防止をしていくというのがこの事業に期待をされます効果の一つであるというふうに考えてございます。したがって、一つの考え方としましては、定量目標といたしまして産業復興相談センターがフォローアップ対応を行う事業者の破綻率というものを一定の指標を設けて、代替目標として設定をするということはあるのではないかと考えております。

○阿部委員 ありがとうございます。

○三谷参事官 一巡しております。各委員の先生方におかれましては、お手元のコメントシートをそろそろ記載をお願いしたいと思います。記入の終わった方々からシートを御提出いただければと思っております。とは言いながら、もう少し質問の時間、議論の時間も残っておりますので、どなたかもし御質問等がございましたら引き続きお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

阿部先生、どうぞ。

○阿部委員 今まで蓄積された知見であるとか、今、御説明いただいたような実績なのですけれども、こういったものを対外的に発信していくということが必要になってくるかなと思うのですが、そういう点でこれまでどのような努力をされているのか、あるいは今後どのようなことを計画されているのか、御説明していただければ助かります。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

まず1つ目でございますけれども、私も産業復興相談センターのほうでいわゆる復興のモデルの一助になればということで、メディア等に対して説明はさせていただいてございます。その結果、時々ですけれども、被災地域の地元の新聞等でも産業復興相談センターでこういうふうによくいったとか、あるいはこういうことで役に立ったというような

記事も掲載をしていただいているところでございます。

こういった活動は私どもとしても十分かと言われると、まだ改善の余地があるかと思えますので、引き続き御指摘いただいたように、様々な事業者の方にとってもほかの再生事例というのは参考になると思えますので、対外的な発信の仕方についてはしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○阿部委員 よろしくお願いいたします。

○三谷参事官 ありがとうございます。

そのほかの先生、いかがでしょうか。どなたでも、もう少し時間はございますので。

○中空委員 中空です。ちょっと関係ないのですけども、1つ質問していいですか。

○三谷参事官 どうぞ、よろしくお願いいたします。

○中空委員 このプロジェクトというか、この政策とはそれほど関係ないのですが、先ほど御説明の中で銀行の人たちが役立っていたという話があったと思うんです。ですから、銀行側からのフィードバックをもし何か教えていただけたことがあったら教えてください。

○三谷参事官 いかがでしょうか。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

私どもこれに限らずなのですけれども、事業再生の取組ということで、全国的に中小企業の再生支援協議会ということでやってございます。その中で、今の阿部先生の御質問にも関連しますけれども、再生ノウハウというものが民間金融機関の方の中でも非常にたけておられる金融機関の方々と、まださほど経験がないという方々で、やや必ずしも一様ではないという状況にはございます。

例えば、被災地域におきましては、かなり他の地域と比べますと機構の買取りも含めまして相当多くの事業再生案件を手がけさせていただいているということで、金融機関のほうから私ども人材の派遣も含めて御支援をいただくこともございますし、逆にそういった事業再生のある種のルーチンといいますか、こういうカルチャーが地域全体に普及をしているというようなプラスの側面もあろうかと思えます。

いずれにしても、もう一点、民間の金融機関様にはこういった債権カットの後、しっかりと新規融資をしていただいております。したがって、新規融資先としての事業者という側面で金融機関様は別途見られているということで、その金融機関様としっかりと目線合わせをしていく。情報交換をしていくということで、お互いにウィン・ウィンになっている部分はあるかと思っております。

すみません。お答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

○中空委員 分かりました。そういう銀行というのは何行くらいあるんですか。

○経済産業省担当者 すみません。そういうと言いますのは。

○中空委員 相手になっているような、債権放棄をしてもう一回追加で融資をしたいような銀行というのは、行数でいくとどれくらいあるのでしょうか。

○経済産業省担当者 まず今回のスキームに関して申し上げますと、冒頭申し上げました

が、そもそも二重債務問題で新規融資が受けられないという方だったので、そもそも買取りの条件として新規融資をメインバンクさんなりからしていただくことでやっております。それで、その後、ある種その業績とともに復活をしてきたということで、新たな融資をしていただいているものはありますけれども、それは具体的に何件かというのは直ちにお手元にはございませんが、ただ、究極的に申し上げますと、エグジットに際してのリファイナンスというのをやっていただくというのが最終的な成果だろうと思っております。

○中空委員 分かりました。ありがとうございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

○坂本委員 坂本ですが、よろしいですか。

○三谷参事官 坂本先生、どうぞ。

それで、すみませんが1点だけ、御発言の際はビデオをオンにしていただけますと助かります。よろしく願いいたします。

○坂本委員 今のことにちょっと関係するのですが、たしか買取りをした後の、買取りが条件で新規融資を別の市中の金融機関からして、旧債権については10年間返済しないでもいいよと、返済不要ですね。それで、10年後には債権放棄ということで、結局返済は前提にしていらないのですが、片方の金融機関は債権者として返済を前提にして対応していて、国と債権者が両方、その企業に対して指導するというか、支援するという関係だと思うんです。

それで、現実的には銀行は自分の債権が回収不能になったら大変ですから、いろんな支援をしたり、リスクをしたり、事業再生計画を作ったり、専門家を呼んできたり、いろいろあると思うんですけれども、おっしゃっている説明によると、国がもう同じようなことをやっているようなのですが、作業としてはほとんどダブっているのではないのでしょうか。その辺については、どうでしょうか。

○経済産業省担当者 まず、その後の新規の融資という形で、手元に直ちに数字はございませんけれども、新規の融資でそんなに債権カット、あるいはもともとあった債権額と比較して大量の融資をしていただいているというような例はまれではないかと思えます。恐らくそれができる状態であれば、もはやエグジットしているという企業ではないかと思えます。したがって、例えば必要な運転資金の継続的な範囲での短期の御融資であったり、そういうものはひょっとするとあるかもしれません。

その上で、私どもそういう意味では先ほど申し上げましたように時価で買い取っておりますが、時価で買い取った債権については先ほどのプラスアルファ管理費分を含めた価格で、最終的には返済をしていただくというのが目的でございますので、そこに向けた支援と、当然ながら収益が上がらないことにはそういった状態になりづらいものですから、そういったところに向けた支援というのは主にやはり私ども産業復興相談センターと、それから産業復興機構で実施をする必要があるのだろうと考えております。

○坂本委員 どうもありがとうございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

いかがでしょうか。まだコメントシートをお送りいただいている委員の方がいらっしゃいましたら、そろそろよろしくお願ひいたします。ほかにも皆さんの中でまだ御質問等ございましたら、引き続きいかがでしょうか。先生方、いかがでしょう。

コメントシートはそろったようですが、これからまた集計しますので、もうしばらくお時間があります。もし何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。吉村先生、滝澤先生、松村先生。

○吉村委員 吉村ですけれども、よろしくお願ひします。

○三谷参事官 よろしくお願ひいたします。

○吉村委員 この事業の買取りは既に終わったということで、あとはその回収とか、事業再生のためのアドバイスをするという業務に特化しているというお話だったと思ひますけれども、そうするとほかの事業ですね。つまり、震災復興地域だけではなくて全国的に中小企業再生支援事業というものを中小企業庁さんで行っているわけですが、そちらへの統合というのが当然考えられるわけでありまして、事業を効率化するためにいつ頃そちらに統合することをお考えになっているか。大体の時期的な目標がもし発表できるのであれば、少しアドバイスをいただければ幸ひかと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

本事業は一般的に私ども全国でやっております再生支援事業との大きな違いがございまして、それは産業復興機構が買取った先に対する本業支援、フォローアップ支援といったようなもの、これは通常のいわゆる再生支援協議会におきましては実施をしてございませぬ。実施をしていない理由につきましては、これはあくまでも債権者ではなくて事業再生のある種のコーディネーターとして活動しているからということでございませぬ。

そういう意味では、復興地域に限りまして二重債務問題というものに起因して産業復興機構ができ、さらにその後のフォローアップ支援というものが固有の業務として発生をしてございませぬ。したがって、先ほど申し上げましたように2028年度まではこのフォローアップ業務が継続をするということでございませぬので、ここはやや一般的な中小企業再生支援協議会とは異質なものとしてどうしても残ってしまうということでございませぬ。

そうではない部分の一般的な買取り先以外の相談というものにつきましては、先ほど御説明させていただいたC社のような震災窮境要因となって御相談にいらっしゃる方というのはまだおられます。したがって、これはしっかりと対応していきたいと思ひます。

しかしながら、年数がたっていけばそういった震災窮境要因ではない方というのも増えてくるのではないかと御指摘はそのとおりでございまして、ではどれくらい、いつ、どういうふうに入れ替わってくるのかということを見通すことはできないものでございませぬけれども、少なくとも足元で申し上げますと、かなりまだ震災窮境要因で御相談に来られている方が多いということでございませぬので、これはしっかりと実態を見ながら考えていきたいと思ひております。

○吉村委員 御説明で一応分かりましたけれども、やはりこういう事業についてはサンセット事業と申しますか、期限を切って、そこまでに集中的に支援を投資するということが必要だと思いますので、その点も今後の事業展開において御検討いただければ幸いです。どうもありがとうございました。

○三谷参事官 ありがとうございます。

その他、先生方がいかがでしょうか。もうちょっと集計に時間がかかりますので、滝澤先生、松村先生、いかがでしょうか。どなたでも結構ですが。

○滝澤委員 滝澤ですけれども。

○三谷参事官 ビデオをオンにさせていただいて、どうぞ。

○滝澤委員 コメントシートに書かせていただいたのですけれども、やはり買い取ってしまっているというか、買い取っているのだから、なかなか費やした費用もありますので難しいと思うのですが、今後、先があまり見通せないとなった場合は、追加的に何かアドバイスとか支援とかしていくメリットが小さいように思うので、その見極めは非常に重要なのではないかと思いました。

以上、感想です。

○三谷参事官 ありがとうございます。

何かコメントありますか。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

そこは先ほどもあれさせていただきましたけれども、支援期間についていろいろな考え方があり得るのだらうと思います。

ただ、私どもはこの事業を開始したときの認識といたしましては、やはり東日本大震災という未曾有の災害で、かつてないほどの打撃を企業が受けたということで、幾ら収益力があってもそれなりに時間はかかるのだらう。あるいは、通常の再生では起きないような困難も起きてくるのだらうというようなことを前提にいたしまして、10年間はとにかく御支援をさせていただくというような考え方を持っているところでございまして、またこういった考え方はむしろ民間地域金融機関でございましたが、県さんが中心になってお作りになられた買取りファンドでございまして産業復興機構のある種、組合員契約の中に地元の関係者の方々の意思としてそういったことでやるんだというようなことが明記をされているところでございます。

その上で、しっかり効果的な中身の伴った支援になるべきだというようなところはおっしゃるとおりでございますので、では支援の中身を具体的にどういうふうにしていくのかというようなことを考えるときに、一社一社の状況に応じて最も必要な支援は何かというようなことは現場でしっかり精査をして、効果的な支援となるような適切な支援策をまさに選択をしていく。そこはしっかりと今後も徹底をしていきたいとは考えてございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

○滝澤委員 ありがとうございます。私も、震災がなければそこはやはり成長したであ

ろう企業の支援という点は、全く異存はございません。

以上です。

○三谷参事官 ありがとうございます。

松村先生、いかがでしょう。何かございますか。

○松村委員 ありがとうございます。

確かに、東日本大震災は未曾有の大災害であったというのは間違いないのですが、これが最後の災害ではないかもしれないというのは十分考えなければいけない。次に、例えば東南海、南海だとかで同じようなことが起こったときに、理念としてはいいけれども、いいパフォーマンスも上げたので、このようなやり方というのはそのときにもすべきなのかどうかということは、今から十分準備しておくべきだと思っています。

以上です。

○三谷参事官 いかがでしょうか。

○経済産業省担当者 ありがとうございます。

先ほど少し申し上げましたけれども、まさにこの産業復興機構という買取りファンドができた経緯といたしましては、その当時、震災によりまして中小企業だけではなく、金融機関自身も物理的な被災者となり、また、その後の被災者への金融サービスという意味でかなり総力戦をされているというような特殊な状況の中で、この産業復興機構というものを設立してはどうかという御発意がございまして、取ったものでございます。

したがって、そもそもそういった御発意がなければ、こういうスキームを取ることはなかなか現実には難しいだろうと思えますし、では災害が起こったときに当然金融機関のほうも今、災害に対応して様々な防災対策等もやっておりますので、そのときの金融機関の状況が一体どういう状況になっているのかといったようなことも変わってまいりますし、なかなか一概にこれが一つの同じことをやるんだということにはならないと思えますので、そこは様々な状況でございまして、ニーズでございましてかに対応して考えるべきであると思えますし、こういった災害という特殊な状況がなければ、これは本来的には債権者であるところの金融機関がしっかりと中小企業の事業再生の可能性を見極めて、再生可能性があるものについては自らきちんと再生支援をしていくというのが本来あるべき姿であろうと思っております。

○三谷参事官 ありがとうございます。

今ちょうどシート最終の取りまとめをしておりますが、もうちょっと時間がかかるようでございます。もし何か先生方で御質問等ございましたら、いかがでしょうか。

○坂本委員 坂本です。

○三谷参事官 どうぞ。

○坂本委員 質問という感じではないんですけども、いろいろな説明を伺いまして、債権買取りをして、その後いろいろな支援をするという東日本大震災の未曾有の被害に対して中小企業の再生を働きかけるというのはすごくすばらしい政策でスタートしていると思

うんです。私はそれについて全くの異存はないのですが、それから10年たっているということで、世の中はおとしの台風で被災をいろいろな企業が受けていますし、それこそ最近のコロナで中小企業がいっぱい飲食とか、そういう関係が受けていますが、中小企業庁は事業再生補助金とか、再構築補助金とか、いろいろな支援策を打ち出していますよね。

それで、私はそういういろいろと苦しんでいる中小企業が被災地以外にもある中で、10年たってまだフォローアップだ、支援だというのは社会的なアンバランスが生じていないかと懸念するんですけども、そういうことを十分わきまえてやられているということなのでしょうか。

以上です。

○三谷参事官 いかがでしょうか。

○経済産業省担当者 各種の支援策という意味では、若干屁理屈みたいになってしまいますけれども、当然東日本で被災をした者に対して、例えばグループ補助金で支援をすることか、こういった復興で支援をする。さらにその先、またもう一回台風で被災をしたという事例もおとし、去年くらいにございました。それで、再度またそういった補助金で立て直すという事例もございました。

したがって、それぞれの災害なり、その原因に起因したそれぞれの制度があり、それぞれの制度についてはそういう意味では毎回、毎回その苦境要因というのが何かということはいはしっかり確認をするということが原則なので、それがあつて重複しているとか、そういうことは基本的にはないのだろうと思っておりますけれども、10年というところでいろいろあるというのはおっしゃるとおりでございます。

そういう意味で、もはや10年の支援期間が今、終了しようという企業が、実は来年度から最初に取り上げた企業様につきましては10年間の支援期間の期限を迎えるということで、今おっしゃっていただいたこととの関係で言うと、新たなスキームを終えて次にどうするかということをしっかり考えていく必要がある段階に今まさに入りつつあるということだと思います。

○三谷参事官 ありがとうございます。

いかがでしょうか。もうちょっとだけかかっているようです。すみません。もしこの時間を使って何かコメント等がある先生がいらっしゃいましたら、いかがでしょうか。

阿部先生、どうぞ。

○阿部委員 15ページで、復興特会において予算措置をする必要性について説明していただいております。それで、茨城、千葉では平成28年度までに震災復興に向けた事業はおおむね完了し、一般会計に移行しているということなのですが、この青森、茨城、千葉で一般会計に移行する基準というのはどのように考えておられるのか、その辺を説明していただけますでしょうか。

○経済産業省担当者 これは、何か絶対的な数値基準があつて決めているということではございません。

ただ、実態はフォローアップ先数でございますとか、あるいは先ほど申し上げたような新規で御相談にいらっしゃる方の窮境要因が本当に震災なのかどうかというようなことを現場でしっかり確認をして実際に御対応するという中で、地元も含めて、地元の経済界あるいは自治体様も含めて、そろそろ復興に向けた取組というのはおおむね完了してきたのではないかというような社会的なコンセンサスも含めて得られたのではないかという判断をいたしまして、一般会計に移行したということでございますので、これは数字面だけではなくて、様々な関係者の皆様方の御認識と齟齬がないのかというようなところも含めて判断をしていく必要があるのではないかと考えてございます。

○阿部委員 ありがとうございます。

○三谷参事官 そのほか、いかがでしょうか。どなたか先生の中でも追加でコメント、御質問等ございましたら。

○坂本委員 では、すみませんが、もう一回、坂本ですけれども。

○三谷参事官 どうぞ。

○坂本委員 先ほどの説明で、債権を買取りして10年間のフォローアップ期間が満了するのが今年、来年、再来年で、残っているのは132件だったはずですが、どのくらいの数値がそこで出てくるのでしょうか。そういう資料がもしあれば教えてください。

○経済産業省担当者 データの接続ができなくて、今データが。

○三谷参事官 坂本先生、すみません。データとの接続ができていないようで、そのデータを呼び出せないようなんです。よろしいですか。

○坂本委員 結構です。

○三谷参事官 事務局を通じて、もし何であればお答えさせていただくというような形にさせていただければと思います。

○坂本委員 かなりの割合がそういう10年目を迎えるのかどうかという辺りですね。

○経済産業省担当者 そうですね。すみませんが、データがアクセスできたらすぐに御報告させていただきたいと思っておりますけれども、全体的な傾向としてはやはり震災直後に買取りをさせていただいた事業者の方が当然ながら前半、後半で分けると前半のほうが多いということでございますので、来年度以降、この10年の支援期限がくる中で、それなりの規模の方がこの期限を迎えられるということになるかと思っております。正確な数字は、また別途御報告をさせていただきます。

○坂本委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○三谷参事官 中空先生から挙手いただいておりますが、時間も時間ですので簡潔にいただけるとありがたいのですが。

○中空委員 すみません。挙手していません。

○三谷参事官 分かりました。

それでは、大変お待たせしました。【とりまとめコメント案】の準備ができましたので、阿部委員から御説明をお願いいたします。

○阿部委員 それでは、【とりまとめコメント案】をこれからお話し申し上げます。私が御説明した後で、先生方には何か御意見があれば賜りたいと思います。

まず最初に、私を含めて6名の有識者の評価結果でございますが、「廃止」とされた方は0名、「事業全体の抜本的改善」とされた方が2名、「事業内容の一部改善」とされた方が3名、「現状どおり」とされた方が1名でございます。

主なコメントです。

必要性は認められるが、本当に必要な事業に必要な資金がいつているか、また、フォローアップの際には優良な企業とそうでない企業は選別すべきではないか。

それから、債権買取り後のフォローは5年度が妥当ではないか。

次に、経営困難な原因も震災以外の災害や市場環境変化によるものが多くなり、その他の支援施策等の様々な助言指導でカバーできる余地が大きい。

この規模の資源の投入を継続するのに見合う効果があることが十分に明らかにされていない。

所轄の一般的全国的な中小企業再生支援事業との統合を図るべきではないか。

そして、これまでの知見・実績を積極的に対外発信すること。

このようなものがございました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としましては「事業内容の一部改善」とさせていただき、取りまとめコメントでございますが、2点ございます。

1点目は、本当に必要な事業者に必要な予算が行っているか、引続き予算の執行率を高めて、終期を見据えて適正な予算水準にしていくこと。

2点目、事業を効率的に実施しているか、その効果を検証できるような指標を示すべき。

この2点にしたいと思っておりますけれども、以上につきまして先生方の御意見はいかがでしょうか。

(「賛成します」と声あり)

○阿部委員 よろしいでしょうか。御意見のある方は、遠慮なくおっしゃってください。聞き取りにくいところ、分かりにくいところがありましたら言っていただいで結構ですけれども。

それでは、特に御異議等はないということで、よろしければこの最終案にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「いいです」と声あり)

○阿部委員 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして取りまとめコメントとさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○三谷参事官 結論を取りまとめいただきまして、ありがとうございました。中小企業再生支援事業の議論はここまでとさせていただきます。

次の御議論に移らせていただく前に、ちょっと入替え等々がございますのでしばらくお

時間をいただければと思います。

経産省の皆様、今日はありがとうございました。

(経済産業省関係者退室)

(休憩)

(環境省関係者入室)

○三谷参事官 それでは、2つ目の議題に移りたいと思います。

議題に移ります前に、委員の先生方には引き続き、御発言の際にはビデオをオンにしていただき、御発言がないときにはオフにさせていただくということをよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、本日2つ目の議題に入らせていただきます。「放射性物質汚染廃棄物処理事業」につきましてでございます。

まずは、事業の所管部局であります環境省のほうから、事業概要について5分程度の説明をよろしくお願いいたします。

○環境省担当者 環境省環境再生・資源循環局で参事官をしております則久と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、「放射性物質汚染廃棄物処理事業」について御説明させていただきます。

最初に、事業の概要を御説明いたします。26ページを御覧ください。参考資料のほうから先に入らせていただきます。環境再生事業と私ども呼んでおりますが、これにつきましては放射性物質によって汚染された土壌等の除染等の措置、それから汚染廃棄物の処理を行っております。2011年8月に放射性物質汚染対処特措法という法律が成立しまして、2012年1月からこの事業に取り組んできているところでございます。

次の27ページを御覧いただければと思います。この放射性物質は原発事故によって東日本に広く拡散されましたが、その中でも真ん中の地図にございますけれども、黒い線の部分を汚染廃棄物対策地域と言っておりますが、この地域の住民の方々が皆さん避難をされ、その後の災害廃棄物、その他の廃棄物の処理について国が直轄で行ってきたということがございます。

続いて、次の28ページを御覧ください。この法律は、左側が土壌等の除染ということになっておりますけれども、右側が廃棄物の処理になっております。今回の予算は、こちらの右側のフレームのものが対象となっております。このうち、先ほど地図でお示しをしました、ここにも除染特別地域の地図が載っておりますが、この地域の災害廃棄物、津波瓦礫ですとか家屋解体の廃棄物につきましては対策地域内廃棄物と称しまして、環境大臣が、国が直轄で処理を進めていくものになってまいります。

一方、右側に「指定廃棄物」という言葉がございますが、これは放射能の濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物、これは福島県以外にも広く存在いたしますけれども、8,000ベクレルを超えるものとして環境大臣が指定した廃棄物につきましても、これも国が処理をするというスキームになってきております。

続いて、29ページを御覧ください。この指定廃棄物でございますが、これは放射性物質汚染対処特措法の基本方針、閣議決定されたものでございますけれども、これにおきまして指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとするということが定められております。

その廃棄物の処理のフローを示したものが、次の30ページとなります。左側、<福島県内>でございますが、こちらにはまず指定廃棄物8,000ベクレルを超えるもの、これは主には焼却灰ですとか農林業系の廃棄物などが対象となりますけれども、こういったものと、それから先ほど住民の方々が避難された地域における災害廃棄物、つまり対策地域内廃棄物の処理がございまして、これらにつきましては例えば可燃物であれば可能な限り焼却処分をするなどして減容化をする。灰にする形でボリュームを減らしてまいります。

ボリュームを減らす過程で濃度は高まってまいりますので、1キログラム当たり10万ベクレルを超えるものは中間貯蔵施設で貯蔵して、将来的には県外最終処分の対象となってまいります。

一方、10万ベクレル以下の廃棄物につきましては、特定廃棄物の埋立処分施設を福島県内に確保しておりまして、こちらでの埋立て処分を進めているところでございます。

<福島県以外>につきましては、指定廃棄物についてこの3県、宮城、栃木、千葉については長期管理施設において保管をするといった流れになっています。

31ページが「対策地域内廃棄物の処理状況」でございます。11の市町村が対象でございますが、このうち7つの市町村につきましては家屋の解体、それから仮置き場への搬入、または焼却施設での焼却が終わっております。今、残る自治体において解体を行っております。また、埋立て処分とか不燃物の処理はまだいずれの自治体も続いている状況かと思っております。

32ページが、指定廃棄物の処理についてでございます。おおむね福島県内で出たものの50%程度は今、搬出が完了しているというふうに御理解いただければと思います。

33ページは、これらの廃棄物を最終的に埋立て施設のほうで稼働を始めて3年半ほどたちますけれども、こちらの施設におきまして6割ほどですから予定どおりのボリュームでございますが、埋立て処分が完了しているところでございます。

34ページは、各都道府県における指定廃棄物の指定状況をお示ししております。こちらは福島県がひときわ多いかと思っておりますけれども、他の各県でも処理を進めていく必要がございます。

35ページが各県における状況でございますが、宮城、栃木、千葉につきましては長期管理施設の整備を目指していくという方針を立てましたけれども、その実施に向けた詳細調

査はまだ地元の御同意をいただけていなくて進んでいない状況になっております。

こういった事業につきましては、23ページの事業概要にあるとおり、今年度は768億円ほどの予算を措置させていただいております。

行政事業レビューシートの2ページを御覧ください。この事業は多岐にわたる事業が入っておりますが、予算としては今まで23年からスタートさせまして、累計で7,000億円ほど執行させていただいております。

真ん中の「予算額・執行額」の欄ですけれども、平成30年度、令和元年度、令和2年度、そして今年度とございますが、事業の進捗が進むにつれまして事業規模も縮小してきているところがございます。昨年度の執行率は、93%ほどとなっております。

こちらの御説明は以上となります。

○三谷参事官 ありがとうございます。

本事業に係ります論点でございますが、お手元の資料、「論点等説明シート」の下のところにもございますように、論点として2点挙げられております。

まず1点目が、「これまでに事業はどの程度進捗（特定廃棄物の処理等）をしたのか。」

2点目が、「一者応札が見られるが、入札の競争性を高めるために、どのような対策をとるべきか。」の2点となっております。

それでは、質疑、議論に入らせていただきたいと思います。これまでの事業概要の説明を受けまして、御質問等のある委員におかれましてはマイクをオンにして、質問がある旨、御発言をお願いいたします。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○中空委員 また中空ですが、よろしいでしょうか。

○三谷参事官 どうぞ、先生よろしくお願いいたします。

○中空委員 お願いします。ビデオオンにしました。

御説明ありがとうございます。大変重要な事業だと思っております。思っているのですが、いささか長いということはあるかなど。しかも、累計で7,000億円かかっている割にはまだ700億円必要ですということです。

その背景に、例えばこの事業はエンドがないということが災いしているのかどうか。何が理由でこの効率性がいま一つ働いていないのか、そこをちょっと御説明いただきたいと思います。まず、そこを教えていただいでよろしいでしょうか。

○三谷参事官 いかがでしょうか。

○環境省担当者 まず、原子力災害の被災地におきまして、放射性物質によって汚染をされた廃棄物を大量に処理していくという事業の特殊性が一つあるかと思っております。通常でも、廃棄物処理施設のいろいろな処理施設を設置するに当たりましては、地元の合意形成をいただくのに非常に時間がかかります。

それに加えて、今回被災された地域において、さらにその全体の復興のためにこういう施設を受け入れていただくという部分で、その御理解をいただいで進めてきているわけですけれども、当初のころはこの埋立て処分施設の確保につきましても非常に長い調整

の時間を要したということもございます。

それから、福島県以外の地域におきましても、まだ焼却、それから長期管理施設、ともに御同意いただけておりませんので、こちらも国のほうで強引なことをするのではなく、丁寧に地元の御同意をいただくということを大切に思っているところです。

その中でも、できるだけ効率的に速やかに処理できるところは進みながら迅速な対応を図っていきたいと考えております。

○中空委員 なるほど。調整が済んでからスタートすれば、こんなにお金がかからなかったというのは理解として正しいでしょうか。それとも、やはりちょっとずつやってきたから効果があるんだということが何か説明がつくことがあるでしょうか。

○環境省担当者 まさに、できるだけ早く事業を進めるために、調整をしながら事業を進めてきております。その結果、先ほどエンドがないというお話なのですが、福島につきましては先ほど埋立処分場があと2年半で、今6割ぐらい埋まっていますという話を申し上げたのですが、あと2年半でほぼ廃棄物の搬入は完了しますので、ほぼ終了します。

ただ、その後でも引き続き福島県内外含めてなのですが、指定廃棄物という8,000ベクレル/キログラムを超える廃棄物が少量出てしまうところがございます、そういう意味でエンドがないということをお願いしております、基本的にはあと2年半で最終処分まで含めて、今、発生している福島県内の対策地域内廃棄物と指定廃棄物については全て埋立て処分を完了する見通しでございます。

以上です。

○中空委員 分かりました。ありがとうございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

そのほかの先生、いかがでしょうか。

○滝澤委員 滝澤ですけれども。

○三谷参事官 よろしく申し上げます。

○滝澤委員 今、御説明いただきましてありがとうございます。対策地域内廃棄物というのは地震、津波によって生じた瓦礫とか、家屋解体によって生じた廃棄物で指定廃棄物と分けられると思うんですけれども、これが資料の6ページ目に対策地域内廃棄物に関連する支出ということで計上されているのですが、震災があってから時間がたっていますけれども、こういう地震、津波によって生じた瓦礫とか、家屋解体によって生じた廃棄物というのは現状まだまだたくさんあるということでしょうか。

○環境省担当者 その点につきましては資料の31ページを御覧いただきたいのですが、浪江町、双葉町、大熊、富岡町がオレンジ色になっておりますが、それ以外の市町村は家屋解体は完全に終了しています。また、解体実施中のところにつきましても99%終了しています。仮置き場への搬入も同様でございます。

それで、今、何をやっているかと申し上げますと、1つは焼却処理、それからもう一つは燃えないものについても最終処分場に埋めるために特殊な容器に入れなければならない

ものですから、それへの積込みをやっていきます。ですから、瓦礫、家屋解体で発生したものについては今、仮置き場の中でせつせと埋立て処分に向けて準備工事というか、その袋への積込みを行っている形ですので、仮置き場から離れてしまえばというか、普通の皆さんの居住空間についてはもう瓦礫もないし、家屋解体も99%終わっているという認識でいただければと思います。

○滝澤委員 分かりました。

すみませんが、今ちょっと御説明で理解できなかったのは、832億ぐらいですか。今、申し上げた対策地域内廃棄物の処理にかかると言われていた費用ですけれども、それは埋め立てるための費用ということですか。

○環境省担当者 メインは焼却と、あとは埋め立てるための費用になります。

○滝澤委員 ただ、この場合、指定廃棄物以外ということで基準として8,000ベクレル未満というようなことですね。何か特殊な処理が必要ということでしょうか。

○環境省担当者 おっしゃるとおり、対策地域内廃棄物には8,000ベクレル以下のものもございまして、実は国のほうで埋めております旧エコテック処分場と申しますが、いわゆるおわん型の処分場とは違っていて、やや斜面に斜めによっかかるような感じの処分場ございまして、地元との調整の結果、また災害があつてのり面崩壊のようにになって崩れてはいけないということで、単純に埋めるのではなくてきちんとした圧密性を確保できる、締固めが確保できる容器に入れた上で処分するというような形で、一手間、次の災害があつたときにも万が一の場合に備えてそのような対応をしているものですから、単純に8,000を下回っているから埋立て処分できるということではないということございまして。

○滝澤委員 分かりました。そうしたある種、複雑な処理が必要ということで、通常よりは費用がかかるということですね。

○環境省担当者 おっしゃるとおりです。

○滝澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

ほかの先生いかがでしょうか。

○松村委員 松村です。よろしいでしょうか。

○三谷参事官 松村先生、どうぞ。

○松村委員 何度もお伺いして申し訳ないのですが、この調達契約方式については随意契約が非常に多い。それから、入札したものでも一者応札が非常に多い理由に関して、この背景と理由、現状までで取られている対策、今後追加的に取る予定の対策の3つに分けて説明していただけないでしょうか。

○環境省担当者 まず現状でございますが、例えば補償金とか補助金とかを除きまして、令和2年度でございますと競争入札が91件で762億円、このうち一者応札が45件、2者以上の応札が42件となっております。

また、随意契約が55件ございまして42億円でございしますが、この随意契約のほとんどは保管委託契約と申しまして、指定廃棄物を排出した方がその土地で安全に保管していただくために出している契約なので、これは必然的に契約の相手方が決まっています。

それから、一者入札が多いというところがございましたが、随意契約の話にもかかりませけれども、1つは国庫債務負担行為で複数年度契約しているということがございますが、初期のころには競争入札を行っております。

これについて一者入札が多いが、その要因としてどういうことが考えられるかという御指摘でございますが、1つは高濃度の放射性物質に汚染された廃棄物を処理するという過去に例がない事業であるということから、放射性物質を取り扱う知見ですとかノウハウを有する事業者が少ないことや、放射性物質に汚染された廃棄物の取扱いを行うことによる風評被害といいますか、こういったことが懸念される事業者さんもいらっしまして、参入することができる事業者数が少ないことが原因ではないかと考えております。

また、令和2年度における競争入札の91件のうち一者応札は45件ということでございませけれども、これまでも一者応札を改善するためには、例えば地域要件、これは福島県内に本社があるとか、そういった要件を外すとか、配置予定の技術者の要件の拡大、技術士だけではなくて例えば1級土木施工管理技士も加えろとか、そういうことを行っています。

また、これに加えて今後行うこととして技術力のある中小企業等の競争参加資格への追加、それから過去の業務の成果物を開示してノウハウを得やすくする。また、公告期間を長く設ける。こういった取組を行おうとしております。

○松村委員 ありがとうございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

先生方、いかがでしょうか。どなたでも結構でございますが。

○滝澤委員 滝澤ですけれども。

○三谷参事官 よろしく願いいたします。

○滝澤委員 以前、事前の勉強会でお伺いしたことなんですけれども、廃棄物の運搬について特段何か高い技術が要求されるようなものではないということを教えていただいたのですが、そうした場合、例えば今、運搬のお話で言いますと、廃棄物の運搬というものに一般的な何か費用みたいなものが想定されるかと思うのですけれども、今回の場合、費用単価といいますか、そういう費用的なものが著しく高いものになっていないかどうかということをお伺いできればと思います。

先ほど委員の先生方が御質問された、競争の担保といいますか、それと関連するかと思えますけれども。

○環境省担当者 運搬についての単価がほかより高いかということですが、運搬するという行為自体は通常と同じでございますが、事業を発注する際の積算基準とか資材単価について、随時見直しを実施するなど、市場単価の適正な反映をしていると考えております。

例えば、車両運搬費ということで国交省の単価をベースにして算定しております。それ

に加えてかかるとすると、放射線管理の部分が追加的なコストとして発生してきているのではないかと思います。

○滝澤委員 追加的なコストというところが、割合大きなものになっているということでしょうか。

○環境省担当者 放射線管理にかかるコストは、これも別途、実は入札参加資格のほうで放射線管理専任者は必ずしも雇用関係は必要とせず、ほかの工事との兼任も可能にしていたり、要はちゃんとコントロールタワーで放射線管理をできればいいということで、必ず一台一台放射線管理の技術者をつけるとか、そういうところまでは求めておりませので、それほど高コスト要因にはならないのではないかと考えております。

○滝澤委員 分かりました。以上です。

○三谷参事官 ありがとうございます。

ほかの先生、いかがでしょうか。

○吉村委員 吉村ですけれども。

○三谷参事官 よろしく願いいたします。

○吉村委員 御説明ありがとうございます。

レビューシートで、本事業の終了予定はなしということで、エンドレスの事業が続くということを御説明いただいたんですけれども、確かにこの放射性物質汚染廃棄物処理事業の処理がいつ完全に終わるかということは現時点ではまず期限を切ることはできないのかもしれないですが、やはりある程度の一定の目標の年限があって、そこに向けて集中的に資金を投入し、事業を展開するというをやらないと、ただだらとこういう事業が続いていってしまうという懸念がどうしても払拭できないんですけれども、ある程度そういう事業の効率的な展開を保障するために目標期限、目標年度を定めるということはそもそも一切考えられないことなんでしょうか。これについて、少し御意見を伺えれば幸いです。

○環境省担当者 今、行っている事業の中心を占めておりますのが、先ほどの対策地域内廃棄物、住民の方が避難された地域からの廃棄物処理でございますが、先ほども申し上げましたけれども、旧エコテックで埋立処分を行っている6年の間に既に発生している対策地域内廃棄物と福島県内の指定廃棄物の埋立てを終えるということを目指して取り組んできております。ですから、この地域の埋立てはそこが一つの目標でございます。

その上で8,000ベクレルを超える指定廃棄物はその先も出てくる可能性が十分ございますので、これの処理はその後も続いていくだろうということではエンドレスということになっておりますけれども、一番ボリュームが増す部分につきましては残り2年半というところを目標として取り組んでいるということをお答えしたいと思います。

○環境省担当者 例えば現状福島県で発生している対策地域内廃棄物及び指定廃棄物は埋立て処分場の埋立て開始からほぼ6年後に埋立て処分を完了するとか、そういうふうな目標を現に持って我々やっておりますし、そのような形で引き続き進めてまいりたいと思います。

○吉村委員 分かりました。レビューシートにそういう点をぜひ明記しておいていただければ幸いです。ありがとうございました。

○三谷参事官 ありがとうございます。

そのほかの先生いかがでしょうか。

すみません。言い忘れておりましたけれども、お手元にコメントシートがあると思いますので、適宜御記入いただいてこちらのほうにお送りいただければと思いますので、議論の続いているところではございますけれども、よろしく願いいたします。引き続き、先生方いかがでしょうか。

阿部先生、どうぞ。

○阿部委員 事業そのものというよりも価格の適正さのところなのですけども、先ほど松村先生からお話がかった入札の形態とか形式の問題もさることながら、廃棄物の処理事業の価格が適正に行われているかどうかという観点なのですが、事業規模であるとか、技術力であるとか、過去の知見、あるいは特許性ということを見ると、大手ゼネコンにどうしても集約されるのはやむを得ないのかなと思うのですが、実際にはこういった作業が様々な下請企業さんであるとか協力企業さんに下請されていく中で、去年の夏ぐらいからいろいろな報道がされています。

実際どうなのかというのはここでは分からないわけなんですけれども、裏金の問題であるとか、今年に入ってからは実際に大手のゼネコンの幹部の方が、これは所得税法違反ではありますけれども、過剰な接待があったのではないかとということが明確になっている中で、発注主体の問題では確かにないわけなのですが、発注主体として何もしなくていいのかということはずごく気になっていて、そういった価格の適正性が維持されるために発注主体としての国としてはどういう対策を取っていくべきかということについてお考えがありましたら教えていただきたいと思います。

○環境省担当者

まず、こういう経緯につきまして、私どもこういう報道があることは非常に遺憾だと思っております。こういったことがないようにしっかりとやっていく必要があろうと思っております。

それで、積算の単価につきましては国交省のいろいろな単価、それから放射線物質の管理については除染のほうではじいている。これは十数回見直しをしておりますけれども、そういう単価をベースにしまして予定価格を決めていております。

また、事業者のほうに対しましては、1つはコンプライアンスの遵守という形で、不適切が起こらないようにするためしっかりと通知を昨年しているということと、それから不適正な業者さん、社会通念を超えるような不適切な案件を行った事業者に対しては参加資格、入札の指名停止の対象としても要件として加えるなど、そういったことで監督を厳しくしようと思っております。今年の1月に指名停止の要領を改訂いたしましたけれども、そういったことを通じましてしっかりと厳正に事業者を監督していきたいと思っております。

す。

○阿部委員 ありがとうございます。

主管官庁さんで価格について分析されるのはある意味で限界があると思っております、そういう意味ではゼネコンさんの問題が大きいのかなと、かつゼネコンさんのコンプライアンスと言っていた部分が非常に重要で、問題があったから外れてもらえるかという、外れてもらっては困るという意味で、何が何でもゼネコンさんがしっかりと下請協力会社を管理していただく必要があると思うんです。

ただ、自浄作用といいますか、ゼネコンさんの中において過剰な接待をしてまで契約していくメリットがあるという事実は、やはり価格が現状不適正であるという事実のある意味で裏づけでもあると思いますから、その辺りをしっかりと大手ゼネコンに対して主管官庁として御指導いただき、こういった問題の再発がないように今後とも注意を継続していただければと思います。

○三谷参事官 ありがとうございます。

ほかの先生、いかがでしょうか。

坂本先生、いかがでしょう。

○坂本委員 今、阿部先生のほうから不正事件に関するいろいろな教訓とか、そういう対策とかを質問されたので、私もそれを聞こうかと思っていたんですけども、それは別として、結局、全体的なことなのですが、この廃棄物指定地域と除染の地域というのは地図を見るとほぼ一致していますよね。

ということは、帰還困難区域以外の白い部分が全部汚染廃棄物の対策地域ということになって、その作業をやって残りは3年ぐらいだということなんですけれども、除染作業も同時に行われていて、でもマスコミや何かのいろいろな情報ですが、除染と言っても例えば山林だとか、山の中とか、そういう人が入っていないようなところとかは除かれているというふうに聞いているんですけれども、例えば汚染廃棄物の対策事業としてもそういうところは除いているんですか。これは、質問です。

○環境省担当者 放射性物質汚染対処特措法の目的が、放射性物質による環境の汚染から人の健康とか生活環境を守ることが目的になっておりますので、除染のほうにつきましては私ども直接の担当ではございませんけれども、基本的に人間の生活域、宅地ですとか道路ですとか農地、それから敷地境界から20メートルの範囲とかという辺りが除染の対象地域となってきております。

一方、この汚染廃棄物対策のほうにつきましては、例えば壊れた家屋があるとか、津波瓦礫があるということ自体が生活環境に影響、被害があるということで、そういったものを片づけていくという事業になってまいります、家屋に関しましては非常に長い年月、住民の方が住まないことによって早い処分、解体を進めなければいけないというところもございますが、あくまでも個人の所有物でございますので、これは申請に基づいて処理を進めていっております。

ですから、同じ地域にあっても、その所有者の方が引き続き戻って住みたいとお考えであれば、除染だけしてそのままそこに家屋は残り続けますし、この家屋はもう解体してほしいということであれば、申請をいただいた上で廃棄物として処理を進める。そういう進め方になっております。

○三谷参事官 坂本先生、いかがでしょうか。

○坂本委員 ちょっとお尋ねしていた趣旨と回答の趣旨が違っているような気がして、この汚染廃棄物事業の範囲内の話ではないので申し訳ないんですけども、結局、廃棄物対象地域、白くなっているところは完全に例えば廃棄物がクリーンに全面的になるわけではないということですよ。生活環境に関連していれば、それは廃棄物の対象地域で予算を投入するけれども、そうでなければ何もしないということですか。

○環境省担当者 お答えします。

まず、先ほど除染で生活圏から20メートル奥まで除染しておりますが、さらに奥の山林につきましては、林野庁と連携をして里山再生事業をしております。その里山再生事業で発生する枝とか間伐材みたいなものは当然、廃棄物に該当します。

ですから、除染と廃棄物の処理をする範囲は一緒で、あとは人の生活圏では除染は着実にして、廃棄物処理も着実にしますが、森林などは用途に応じて柔軟に対応しているということでございます。

○坂本委員 分かりました。

○三谷参事官 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どなたか御質問、コメント、いただければと思いますが、またコメントシートのほうも随時送っていただきますようお願いいたします。先生方、いかがでしょうか。

レビューシートがまだ送られてきていない先生もいらっしゃるようですが、引き続き何かコメント、御質問等ございましたら。

コメントシートは、全員の先生からいただいたようです。今、集計しておりますのでもう少しお時間いただくこととなりますが、いかがでしょうか。

○滝澤委員 滝澤です。

○三谷参事官 どうぞよろしく願いいたします。

○滝澤委員 多分、繰り返しになると思うんですけども、こうした業務を引き受けることができる企業が大手ゼネコンしかないといった場合、いろいろと起きている問題というのを回避するためのインセンティブというか、メカニズムみたいなものというのは作れるのかどうか。抽象的に言うと、そういうことです。

もう一つは、例えば中小企業というお話がありましたが、比較的大きな中小企業がダイレクトに収集先になるような形が取れないのかどうか。ちょっと大きな話ですけども、2つお伺いできればと思います。

○環境省担当者 まず、参入の資格要件につきましては、これまでもAからCまで認めて

おりまして、別にゼネコンに限ってはおりません。結果としてゼネコンが落札しておるのですが、いわゆる中規模の企業がJVを組んでというのも入札可能な仕組みになってございます。

その上で、今日も報道されておりますが、そういう裏金みたいな話ですね。コンプライアンスの話につきましては、先ほど則久から御説明いたしました。工事の受注者に対してその企業統治を強化せよ、コンプライアンスを徹底せよという文書を既に発出しておりますし、あとは受注者と下請の間で社会通念上、相当というふうにも認められるような程度を超えた行為が明らかになった場合には指名停止をするよということで、いわゆる指名停止の運用基準についても改正をしております。

そういうことで、先ほどの指名停止基準に引っかかってしまうとJVも仕事がとれなくなってしまうので、襟を正してやってくれているものだと思っております。

○滝澤委員 中小が何か組んで入札ということが行われないうのは、何らか障壁があるのでしょうか。回答していただいた前半部だと思うのですが、そういう何か制約を設けているわけではないけれどもというふうにおっしゃった点ですが。

○環境省担当者 福島県内で環境省の除染とかの解体の工事に携わっている人間が今でも8,000人、最大で2万人いました。それで、今は8,000人ぐらいが働いております。基本的に人力作業でございますので、できるだけ多くの人が必要になりまして、中規模の企業さんがJVを組んでというときに、なかなかまとまりづらい事情があるのではないかと推察されます。

そういう意味で、結果として大きなJVが、あるいはゼネコンというところが落札をしているのではないかと推察されます。

○滝澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○三谷参事官 阿部先生、どうぞ。

○阿部委員 今の御質問に関してと、ちょっと私の質問に戻るんですけども、その積算で環境省さんはきちんと項目をチェックされているというのは大変重要なことだと思います。

あとは、受注者というか、札を入れる人についての責任は明確になっているとしても、その下請とか協力会社との関係を受注した企業さんがどのように管理されているかというのがどうもブラックボックスに入っていると思うんです。

だから、そこはコンプライアンス、法令の遵守みたいなざっくりとしたものでなく、受注された企業さんがきちんと適正な価格で下請が行われていることが確認できる仕組みを、これは企業さんのもちろん発意というか、自主努力になるわけなんですけれども、それが担保される仕組みができないと、結局受注価格は適正にはならないんじゃないかということがございますので、一步踏み込んだ受注されるゼネコンさんの下請関係、協力会社関係における価格の適正性をどう担保してもらえるのかというところを強く御指導していただければと思います。

○環境省担当者 基本的には環境省と元請の関係なので、元請から下請、下請から孫請への関係は基本的には民民の関係にはなるわけですが、ただ、おっしゃるような元請がきちんと全体をコントロールするような仕組みについて必要ではないかという御指摘でございますので、そこは引き続き我々も検討させていただきたいと思います。

○阿部委員 ありがとうございます。やはり税金が投入されて、それがこの復興に使われているという観点から考えると、一般的な民民案件とちょっと性格が違うように思うんですね。

あとは、やはりガバナンスの観点からも、自分たちはちゃんとやっているというゼネコンさん、それはそれでいいんですけれども、サプライチェーンといいますか、その下請の関係といいますか、そういった部分をきちんと責任を持っていただけるような、ざっくり言うと社会的責任を意識した作業で取り組んでいただきたいということで、その辺りを御指導いただきたいということでございます。ありがとうございます。

○三谷参事官 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ちょっとまだ集計に時間がかかりそうですので、もし何かございましたらコメントでも結構でございますので。

○中空委員 中空です。

○三谷参事官 よろしくをお願いします。

○中空委員 これは、意見です。こういう問題が次から次へと出るとよくないとはもちろん思うのですが、こういった大災害からの復興というのは重要な事業であると思います。

ですから、今回のこういった事業で、例えばそれぞれの県域の人とどういう話合いが行われたかとか、どういうふうにとするとスムーズだったかとか、たくさんの知見が集まっているはずですので、それを残す努力というのにも必要なのかなと思います。

災害などないことが望ましいですが、次に起きたときに、この場合は放射線も出ていますから、特殊事業だということで抑えることも、それで終わってしまうこともできるのですけれども、何らか役に立つようなことを残していくということも、これだけ金額が張っていますから考えることが必要なのではないかなというふうに思いました。

これは単なる意見です。ありがとうございました。

○三谷参事官 ありがとうございます。

○環境省担当者 ありがとうございます。その点は我々も必要だと考えておりました、後世からの検証に耐えられるように、しっかりと記録を残していきたいと思っております。

○三谷参事官 ありがとうございます。

○中空委員 ありがとうございます。

○三谷参事官 そのほか、先生方いかがでしょうか。坂本先生、吉村先生、松村先生、もし何かございましたら、もう少しかかりそうですので、先生方どうでしょうか。

お待たせして申しわけありません。今、集計に手間取っているようですので、お時間をいただければと思うのですが、先生方のほうで何かコメント等ございましたら、松村先生、

吉村先生、坂本先生、いかがでしょうか。もし追加で何か御質問、コメント等がございましたら。

取りまとめ案に、もう少しかかりそうです。少々お待ちください。いかがでしょうか。先生方の中でもし追加でコメント等がございましたら、せっかくの機会ですので。

○松村委員 松村です。

○三谷参事官 よろしく願いいたします。

○松村委員 時間があるようなので、これは環境省に聞くということではなくて、むしろ行革全体の問題なのかもしれない。この手の巨額な土木工事の発注主体として環境省が適切だったのだろうか。

これを最初に決めた段階では、もちろん一定の合理性があったし、今でも一定の合理性があると思うので間違えていたとは思わないのですけれども、しかし、一方で、必ずしもこういう発注に慣れていない省庁でもある。

この手の発注、調達はどこが担ったらいいのかという問題は、例えば通信関連だとかでも各省庁にまたがって発注しているものも、本当にこの発注体制でいいのかということ、これは、本来は議論になるべきものだと思います。

この手の発注は、複数の省庁に分かれて発注すれば、それぞれがある種の競争をするという側面もあり得るのだけれども、どういう割り振りが本当はいいのかということは省庁を超えた枠組みで一度、考える必要がある。

もし引き取るとすれば行革事務局だと思うんですけども、そのような観点からも一つの例として今回の件を事後的に、何年後には検証することもあっていいかと思いました。

以上です。

○三谷参事官 ありがとうございます。貴重な御意見として承っておきたいと思います。

それでは、大変お待たせしました。【とりまとめコメント案】の準備ができたようでございますので、阿部先生、御説明のほどよろしく願いいたします。

○阿部委員 私のほうから、【とりまとめコメント案】を御説明申し上げますので、御意見等ございましたらまた後でお伺いしたいと思います。

最初に、6名の有識者の評価結果は、6名とも「事業内容の一部改善」でございました。

主なコメントです。

地域住民にとって安心感に代えられない重要な事業であると考えますが、時間が相当かかってしまっており、効率性が追及されていないことは問題なのではないか。

次に、一者応札や随意契約などによることが多いこと、効率性や価格を厳格に見る必要がある。

3番目、入札の際の競争が担保されるよう引き続き工夫が行われるべき。

次に、費用削減のために必要な努力が適切にされているが、もう一步踏み込んで競争性の問題を考えるべき。

次に、契約の初期のみ競争性が働く事業については、その初期の入札・契約条件が適切

であったことを積極的に国民に示すべき。

最後に、不祥事はコンプライアンスの問題だけでなく、価格の問題でもあることを再認識すべき。

このようなことでもございました。

以上を踏まえまして、全体の評価結果としましては「事業内容の一部改善」とし、取りまとめコメントは2点ございます。

1点目、適正な受注価格の水準を維持できるよう価格の適正さの保証及び法令・モラルの遵守を指導・徹底すること。

2点目、一者入札や随意契約が非常に多いなど、透明性や効率性において改善の余地があり、原因をよく分析し、入札・契約方式における競合性が確保できるように努めるべき。

この2点をコメントとさせていただきたいと原案を作りましたが、先生方におかれまして御意見等あれば御発言をお願いいたします。

(「異議なし」と声あり)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして取りまとめコメントとさせていただきたいと思っております。御協力ありがとうございました。

○三谷参事官 ありがとうございました。

それでは、ただいまをもちまして本日の議論は全て終了いたしました。長時間にわたり御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

また、先生方におかれましては非常に貴重な御意見を伺ったと思っておりますので、これを今後の事業施策の実施に生かしていければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これもちまして「令和3年度復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を閉会いたします。

長時間、ありがとうございました。